笠松町公共施設巡回町民バス時刻表

【日曜日·祝日】 【平日·土曜日】 き) 日5 兄日は「二寺間こ一片)重丁 町民バスの時刻表は随時更新しています。 最新の時刻表は、 笠松町ホームページをご覧ください。 19 20 21 22 22 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 10分 門 閰 09分 1 米 瀬

38 下 野 乗車料金:運行協力募金(100円を目安)をお願いしています。 運休日:12月29日~翌年1月3日

保育所の保育時間や 行財政改革で 四月一 日から変わります 現在、無料で運行し保育所通所 (園) バ

保育料など 四月一日から保育時間や保育 福祉健康課

料などが次のように改正されま (した、午後七時までの延長保第一保育所だけで実施してい

ました、 利用料を徴収します。 笠松保育園でも実施 育を松枝保育所・下羽栗保育所・ なお、 ては、 午後六時以降の利用に 月 額 2, 0 再 の

に引き上げます。 準の八○パーセントまで階段的層から七階層に改正し、国の基所得による階層を従来の五階

一時保育料

入 院 末 歳 十

日額2,000円の定額に改正額1,400円、三歳未満児が年齢区分に従い三歳以上児が日まりにより徴収していましたが、 さ日 和額 2,4 70k されます。 利用される児童の保育料の日

【助成方法】 【対象年齢】 医療費助成制度 乳幼児、児童、 に改正されます。

感 (中学三年生)になー|歳 (小学五年生)・ 受給者証により窓口無料 支給申請書を役場へ提出 払ったあと、 医療機関で医療費を支 になる年度 福祉医療費 五

県内・県外 の場合も、 医療機関で医外いずれで受診

0 0 0 往復利用の場合は月額3, 0 行しています ・**バス**

、生徒

生徒医療費助成制度が次のよう四月一日より、乳幼児、児童 乳幼児、

十歳になる年度末まで 十五歳になる年度末まで

> ンター 返却場所

松枝支所、

役場、

各保育所、

度末まで 一歳 (小学四年生)になる年

2,700円

5,400円

証紙 の使用が廃止 総務課

ます。は、六月三十日まで使用出来は、六月三十日まで使用出来をお、既に購入された証紙 の手数料は、現金で「から公共施設の利用

1 カ月

2 カ月

3 カ月

6 カ月

使用者の区分

日ぎめ

月ぎめ

0円の有料となりま片道利用の場合は月 【受給者証の交付】

(水色) 今月下旬に新しい受給者証(小学四年生)のかた を送付します。 末に新しい受給者証 (水色) 四月一日現在三歳未満のかた 四月一日現在三歳~ については、 を送付します。 三歳誕生日の月

度を新設します。

改正後の料金は、

次のとおり

五日までに次の場所へ返却してできなくなりますので、四月十いのかたは、四月一日以降使用現在、桃色の受給者証をお使 【受給者証の返却】 ください。

各小中学校松枝支所、総合会館、 福祉健康セ 用 料 使 町内に住所があるかた 左記以外のかた 町内の事業所にお勤めのかた 1,300円 1,000円 1,900円 2,400円

100円

場へ提出 祉医療費支給申請書を役 療費を支払ったあと、福

使用料 自転車駐車場の

上の使用について、料金割引制月の使用申込み並びに二ケ月以また、料金改正に併せて六ケ金が四月一日から改正されます。 環境経済課

公共施設巡回町民バス ・祝日の運行時刻が変わります~

町では、行財政改革に伴い、公共施設巡回町民バスの運行体系の在り方を、利用状況などから検討した結 果、4月1日から、「日曜・祝日」については、運行本数を減らすことになりました。

3,600円

7,000円

2時間に1本の運行となりますので、ご利用の際は、時刻表で確認のうえ、お間違えのない様にしてくだ さい。

皆さんのご理解とご協力をお願いします。

なお、時刻表は左ページに掲載のとおりです。